

全国初

横浜地裁「公立保育園の民営化は違法」と判断

公立保育園の民間移管 「児童の最善の利益考慮して慎重に進める」

———「子どもの権利条約」に照らして検討すると市が言及



厚生委員会(6月28日) 藤井とし子議員

市が公立保育園を一方的に廃止して民営化したことは違法だとして、保護者が横浜市を相手取り、保育園の廃止決定取り消しと損害賠償を求めていた裁判で、横浜地裁は今年5月、全国で初めて公立保育園の民営化を違法と判断、同市に損害賠償の支払いを命じました。藤井議員は、公立保育園の民間移管方針を打ち出している市当局に対し、この判決をどう受け止めているか質問しました。

違法判決は『安易な民営化はダメ』という警鐘

同判決は、「民営化にあたり保護者の同意が得られない場合は、正当化し得るだけの合理的理由と補うべき措置が講じられることが必要」とし、「保護者の理解が得られない状況下で、方針の公表から一年足らずで民営化を実施しなければならない特段の事情があったとは言えず、民営化はその裁量権を逸脱、乱用したもので違法」としています。

同判決について児童福祉課長は、「(東京高等裁判所で係争中なので)本市としても裁判の動向を見ながら慎重に対応していきたい」と述べるにとどまりました。

藤井議員は、「この判決は、行政の都合で安易に民営化してはならないという警鐘にほかならない」と指摘し、民間移管に反対する保護者の声を誠実に聞くよう強く求めました。

ドイツでは営利企業は福祉施設の運営できない

政府は、待機児解消の名目で認可保育所の設置主体制限を規制緩和で撤廃し、株式会社の参入も認めています。

藤井議員は、06年度新設の山本保育園(安佐南区)の公募で株式会社も対象としていることについて、「ドイツでは営利企業は公的な施設、教育・福祉施設の運営ができない」と強調し、株式会社であっても児童の適切な処遇は確保されるとの答弁を繰り返す市の姿勢を批判しました。



「子どもの権利条約」からみても民営化は問題

子どもの権利条約は、児童に関する全ての措置をとるにあたっては、どこが行う場合であっても「児童の最善の利益」が考慮されることをうたっています(第3条)。

藤井議員は、「同条約の精神に照らしても、公立保育園の民間移管については慎重に検討してほしい」と要望。児童福祉課長は、「同条約や児童福祉法の趣旨を踏まえ、子どもにとって最善の利益が考慮されることを念頭におき、今後、慎重に進めたい」と答えました。

保護者の願いは
白紙撤回!公立89園中84園で
保護者が緊急要望書を提出

市が打ち出している公立保育園の民間移管方針の白紙撤回を求める緊急要望書は、全公立保育園89園中84園の保護者会から提出され、市長宛ての要請署名は15万筆を超えています。

8月29日には、公立保育園保護者会連絡会が全ての市議員に「慎重かつ徹底的な審議を求める要請書」を届けています。

この要請書で保護者らは「これまでの市当局との話し合いでは(財政面だけの議論がされ、広島市の将来を担う子ども達を育てる場として保育園はどうあるべきかという視点での回答は示されていません」と訴えています。

子どもの権利保障する力量ある保育士の確保が行政の役割 —— 子どもの権利委員会委員が指摘 ——

子どもの権利委員会委員のロータル・クラップマン氏(ドイツ)は、子どもの権利条約は児童の生存、発達を可能な最大限の範囲において確保することを掲げているといいます。

まだ、うまく話しができない子どもの「意見表明権」を保障するためには、子どもの意見を受け止められる力量のある保育士を行政が安定的に確保しなければならないと同氏は指摘します。また一方、営利企業の園だと、営利を生み出すために低賃金で職員交替も激しいため、それが不可能だとも指摘しています。



生活保護

申請の意志ある人には申請の援助を

申請意志あれば用紙渡すと市が明言

今年5月、北九州市の市営住宅で50代の男性が孤独死しているのが発見されました。男性は電気・ガス・水道を止められ、区役所へ2回も生活保護申請に訪れましたが、申請書を渡してもらえませんでした。生活保護予算を抑えたい国の指導もあり、行政窓口では「申請の前にまず相談」という水際作戦で申請件数を抑えこむ対応が後を絶ちません。

藤井議員は、広島市でも担当窓口で申請用紙を渡してもらえなかったり、申請を受け付けてもらえない実態があると指摘し、窓口対応の改善を要望。保護担当課長は、「生活保護申請の意志がある人の請求権を阻害することがあってはならない。申請の意志がある人に対しては、申請手続きについて適切に援助するよう従来から指導している」と答えました。

答弁を受けて藤井議員は、「申請の意志がある人には申請用紙を渡し、申請を受け付けるということですね」と再確認、同課長も認めました。

市「辞退届けの強要あってはならない」

藤井議員は、東広島市の母子家庭が生活保護の辞退届けを強要されたとして裁判に訴えている問題にふれ、援助を必要としている人が生活保護を受給できるよう適正な対応が必要だと強調。また、国が生活保護行政の「適正化」を地方自治体に求めていることについて市の認識をたどしました。

保護担当課長は、「生活保護は生活に困窮した人に最低限度の生活を保障するもの。辞退届けの強要はあってはならない」と答弁。また、「適正化」については、「受給要件を満たさない場合には受給できないということも適正化のひとつ。暴力団の排除が一番の目的だが、最低生活を保障することが崩れてはいけない」との考えを示しました。



国保資格証

一般の保険証と同色に 市が検討を約束

赤い資格証 病院窓口で抵抗感 子どもが傷つくことも

国民健康保険料の滞納を理由に発行される広島市の資格証明書は赤色で、一般の保険証とは色が違います。市は病院窓口で区別するためといいます。

しかし、市民からは子どもが資格証で病院に行き、「窓口で普通のと色が違った」と傷ついて帰ってきたとの声もあります。

藤井議員は、「一般の保険証と区別するだけなら色以外で工夫すればいい。窓口以外の人にも資格証だと簡単にわかるというのは、個人情報保護の面からも改善してほしい」と要望。

保険年金課長は、「長い間、色で区別しているが、医療機関に混乱が起きないか調査して検討したい」と答えました。

介護保険

負担増に苦しむ高齢者の立場で介護行政を

負担増による施設利用抑制の調査を

介護保険制度の改悪により、昨年10月から施設を利用した場合の食費・居住費の負担増が高齢者にのしかかっています。

藤井議員は、負担増でデイサービスやショートステイの利用状況に影響がでているのではないかと質問。市は、「退所や利用を控えたりしたということは聞いていないので、特に詳細な実態調査はしていない」と報告しました。

藤井議員は、自ら調査した施設でデイサービスを2日から1日にするなど、負担増による利用抑制が実際にあったと指摘し、詳細な調査を改めて求めました。

介護保険課長は、「市が施設に派遣する介護相談員からの情報や、施設への立ち入り調査の機会等を活用しながら、介護に関する全般的な実態情報を得る中で把握に努めたい」とのべました。



配食サービスも値上げで利用やめた人が

今年4月に100円値上げされた配食サービスにも、負担増による利用抑制が顕著に表れています。市の報告によると、利用状況は3月3703人、4月3590人、5月3542人と軒並み減少。3~4月に廃止届けが出されたのは126人で、うち「値上げ」によるものが7人、その他は死亡、長期入院、施設入所となっています。

藤井議員は、「配食サービスは虚弱で調理ができない人のための制度。1食100円の値上げで辞めざるを得なかった人がいることを真剣に考えなければならない」と強調し、値上げを理由に辞めた7人のその後も含めて、利用者の生活実態を調査するよう求めました。

高齢福祉課長は、「見守りや安否確認事業であるという趣旨も踏まえ、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等とも連携してフォローに努めたい」と答えました。